|  |
| --- |
| 新潟県よろず支援拠点　宛FAX　025-246-0033（Ｅメール yorozu@nico.or.jp) |

以下にご記入の上、FAXもしくはＥメールにてお申し込みください。

　 相談内容を確認後、相談日程等をご案内いたします。

|  |
| --- |
| 相談者（企業）名： |
| 代表者役職　氏名： | 相談者役職　氏名： |
| 所在地： |
| TEL： | FAX： |
| Eメール： | 設立年月： |
| 資本金：　　　　　　　　円 | 売上高：　　　　　　　　円 | 従業員数：　　　　　　　人 |

　 日頃の業務内容をご記入ください。

|  |
| --- |
|  |

今回の相談内容をご記入ください。※書ききれない場合は別紙でも結構です。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 相談のテーマ（課題）を☑チェックしてください。□売上拡大　　　□資金調達　　　□コストダウン　　　□生産改善　　　□人事・労務□創業　　　　　□事業継承　　　□補助金・助成金　　□その他（　　　　　　　　　　　） |
| 問題点 |  |
| 　相談内容　 |  |
| 希望日時 | 第一希望 | 　　　　年　　月　　日 | 時　　分 ～　　時　　分 |
| 第二希望 | 　　　　年　　月　　日 | 時　　分 ～　　時　　分 |

　※日程はご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

「新潟県よろず支援拠点」を何で知りましたか。該当するものすべてにチェックしてください。

　 □新潟県よろず支援拠点のＨＰ　□NICOのHP　□チラシ　□Facebook　□セミナー等に参加して

□NICOからの紹介　□市町村からの紹介　□金融機関からの紹介（機関名　　　　　)

□商工会議所・商工会からの紹介（機関名　　　　　)　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　）

※事務局記入欄　受付日：　　年　　月　　日　受付者：

新潟県よろず支援拠点ご利用にあたっての留意事項

ご利用にあたりまして、以下の事項について予めご了承ください。

1. **よろず支援拠点での相談について**

**新潟県よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者、ＮＰＯ法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な経営に関する相談をお受けする無料の経営相談所です。アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。なお、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行は行っておりません。**

**２．企業情報、個人情報及び相談内容等の取り扱いについて**

**公益財団法人にいがた産業創造機構（新潟県よろず支援拠点の実施機関）は、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点について予めご了承ください。**

1. **新潟県よろず支援拠点は、国の施策として、経済産業省、よろず支援拠点全国本部（中小企業基盤整備機構）、公益財団法人にいがた産業創造機構が連携・協力して運営している事業です。**
2. **お伺いした内容（個人情報を含む）については、本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、①に掲げる者及び全国のよろず支援拠点で共有されます。また、課題解決対応等に必要な場合、利用者の同意を得た上で、他の中小企業支援機関や外部専門家等へ企業情報及び相談内容を提供することがあります。**
3. **本事業の円滑な遂行と改善のため、アンケート調査等を実施することがあります。その際、　お伺いした企業情報・個人情報を利用する場合があります。**

詳しい説明は以下をご覧ください。

|  |
| --- |
| ●新潟県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は、アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証をするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び　　第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、新潟県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は一切の責任を負いません。●他の中小企業支援機関や外部専門家等とは、以下のような機関等を指します。　　＜例示＞①都道府県等中小企業支援センター、②商工会議所・商工会、③金融機関、④知財総合支援窓口、⑤働き方改革推進支援センター、⑥事業引継ぎ支援センター、⑦中小企業再生支援協議会、⑧ジェトロ、⑨「ミラサポ」登録専門家、等●利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りする場合があります。①脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、②大声・奇声を発するなどして相談業務を害する行為、③不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為、④宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為、⑤物品・サービス等の営業行為、⑥新潟県よろず支援拠点が相談業務の運営上、支障をきたすと判断した行為●利用者は次のいずれかに該当する反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、新潟県よろず支援拠点の利用をお断りいたします。①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等 |

20190218

上記、留意事項について了承しました。

　相談企業（事業者）名：

　　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　 相談者氏名：